

# 平成31年度小樽市予算書

# 目

一 般 会 計 . . . . .	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業 . . . . .	7
青 果 物 卸 売 市 場 事 業 . . . . .	9
水 産 物 卸 売 市 場 事 業 . . . . .	11
国 民 健 康 保 険 事 業 . . . . .	13
住 宅 事 業 . . . . .	15
介 護 保 険 事 業 . . . . .	17
産 業 廃 棄 物 処 分 事 業 . . . . .	19
後 期 高 齡 者 医 療 事 業 . . . . .	21

# 次

企 業 会 計	
病 院 事 業 . . . . .	23
水 道 事 業 . . . . .	27
下 水 道 事 業 . . . . .	31
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業 . . . . .	35
簡 易 水 道 事 業 . . . . .	37

## 平成31年度 小樽市 一般会計 予算

平成31年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,201,301千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 13,573,500
	1 市民資産税	5,600,700
	2 固定資産税	5,773,100
	3 軽自動車税	180,700
	4 たばこ税	914,500
	5 特別土地保有税	1,000
	6 都入湯税	22,000
	7 都市計画税	1,081,500
2 地方譲与税	1 地方揮発油譲与税	327,501
	2 自動車重量譲与税	81,000
	3 地方道路譲与税	215,000
	4 森林環境譲与税	1
	5 特別とん譲与税	7,500
3 利子割交付金	1 利子割交付金	22,000
4 配当割交付金	1 配当割交付金	22,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	30,000
6 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	26,000
7 ゴルフ場利用税交付金	1 地方消費税交付金	2,507,000
8 自動車取得税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	35,000
9 環境性能割交付金	1 自動車取得税交付金	34,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 環境性能割交付金	8,800
11 地方特例交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	395
12 地方特例交付金	1 地方特例交付金	395
13 地方特例交付金	1 地方特例交付金	51,500
14 地方特例交付金	1 地方特例交付金	51,500

款	項	金額
12 地方交付税		千円 15,736,000
	1 地方交付税	15,736,000
13 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	14,000
14 分担金及び負担金	1 負担金	14,000
15 使用料及び手数料		954,935
	1 使用料	599,920
16 国庫支出金	2 手数料	355,015
	1 国庫負担金	11,653,194
17 道支出金	2 国庫補助金	9,605,483
	3 国庫委託託金	2,022,214
	1 道負担金	25,497
18 財産収入	2 道道委託託金	3,392,142
	3 道道委託託金	2,733,174
	1 財産運用収入	397,859
19 寄附金	2 財産売却収入	16,729
	1 寄附金	102
20 繰入金		102
	1 特別会計繰入金	1,824,219
21 繰越金	2 基金繰入金	73,673
	1 繰越金	1,750,546
22 諸収入		1
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利息	2,742,752
	3 貸付金元利収入	50,000
23 市債	4 雑収入	10
	1 市債	2,352,181
		340,561
		3,962,600
歳入合計		3,962,600

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 265,567 265,567
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税基本台帳費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査費 5 統計委員費 6 総務管理費	1,732,431 1,348,560 102,460 104,610 162,449 10,427 3,925
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活費 4 国民生活費 5 国民生活費	24,993,866 11,754,094 4,744,785 8,348,147 3,398 143,442
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健衛生費 3 清掃費	4,672,034 2,023,747 487,520 2,160,767
5 労働費	1 労働諸費	75,136 75,136
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	106,144 90,599 15,545
7 商工費	1 商工費	2,470,840 2,470,840
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市計画費 5 都住宅費 6 港灣費	5,630,308 6,469 2,869,395 72,716 1,406,545 66,396 1,208,787

款	項	金額
9 消費費	1 消費費	千円 401,183 401,183
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 中学校校費 5 社会給食費 6 社会給食費	2,890,414 164,567 1,258,548 413,814 386,812 524,584 142,089
11 公債費	1 公債費	5,019,533 5,019,533
12 諸支出金	1 特別会計償還金 2 財政調整基金 3 基金償還金	503,382 316,234 1,667 185,481
13 職員給与費	1 職員給与費	8,410,463 8,410,463
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	57,201,301

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
情報化推進事業費 (パソコン更新)	平成32年度から 平成36年度まで	千円 102,870
情報化推進事業費 (LGWANシンククライアント)	平成32年度から 平成37年度まで	256,890
情報化推進事業費 (L T S Cライセンス)	平成32年度から 平成36年度まで	3,477
情報化推進事業費 (officeライセンスその2)	平成32年度から 平成34年度まで	21,866
非常時停電対策関係経費 (指定避難所) (発電機・投光器)	平成32年度から 平成35年度まで	7,140
バリアフリー等住宅改造資金負担金	平成32年度から 平成46年度まで	453
港湾計画改訂事業費 (長期構想策定業務委託料)	平成32年度	5,120
小樽港保安施設改良事業費	平成32年度	55,500
教育用パソコン整備事業費 (小学校費)	平成32年度から 平成37年度まで	129,461
教育用パソコン整備事業費 (中学校費)	平成32年度から 平成37年度まで	78,177
学校給食センター運営費 (調理等業務委託料)	平成32年度から 平成34年度まで	369,600

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
除却事業費	30,600	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
新幹線整備事業費	17,100			
鉄道駅整備事業費	30,300			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
庁舎等施設整備事業費	4,500			
防災対策事業費	156,000			3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
町内会館等建設助成事業費	4,700			
過疎地域自立促進特別事業費	213,200			4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
民間保育施設等整備支援事業費	3,400			
民生施設整備事業費	1,500			
環境衛生施設整備事業費	3,300			
夜間急病センター施設整備事業費	12,000			
保健所施設整備事業費	1,300			
清掃運搬施設等整備事業費	22,400			
廃棄物処理施設整備事業費	49,200			
勤労女性センター施設整備事業費	3,700			
交通安全施設整備事業費	13,100			
道路新設改良事業費	646,700			
建設機械整備事業費	17,600			
河川整備事業費	32,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
都市計画事業費	18,800			
港湾事業費	608,500			
消防施設整備事業費	75,600			
消防庁舎建設事業費	21,000			
義務教育施設整備事業費	571,700			
社会教育施設整備事業費	88,900			
臨時財政対策債	1,315,000			





平成31年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成31年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,141,648千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 354,401 354,401
2 財産収入	1 財産運用収入	5,300 5,300
3 諸収入	1 雑収入	75,047 75,047
4 市債	1 市債	706,900 706,900
歳入合計		1,141,648

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	千円 787,592 787,592
2 公債費	1 公債費	280,283 280,283
3 諸支出金	1 繰出金	73,673 73,673
4 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		1,141,648

第2表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
多目的荷役機械延命化対策事業費		平成32年度	千円 87,800

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上屋整備事業費	千円 30,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、40年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
ふ頭用地整備事業費	8,000			
荷役機械整備事業費	259,200	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
ひき船整備事業費	330,000			
資本費平準化債	79,700	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
		普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

平成31年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成31年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 10,187 10,187
2 繰入金	1 一般会計繰入金	21,637 21,637
3 諸収入	1 雑収入	14,316 14,316
歳入合計		46,140

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 45,125 45,125
2 公債費	1 公債費	915 915
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		46,140

第2表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
定温庫冷蔵設備更新事業費		平成32年度から平成39年度まで	千円 60,750

平成31年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成31年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,121千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 17,090 17,090
2 繰入金	1 一般会計繰入金	8,107 8,107
3 諸収入	1 雑収入	11,924 11,924
歳入合計		37,121

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 36,358 36,358
2 公債費	1 公債費	713 713
3 予備費	1 予備費	50 50
歳出合計		37,121



平成31年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,948,853千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 1,904,600
	1 国民健康保険料	1,904,600
2 道支出金		10,815,834
	1 道補助金	10,815,834
3 財産収入		274
	1 財産運用収入	274
4 繰入金		1,223,085
	1 一般会計繰入金	1,123,085
	2 基金繰入金	100,000
5 諸収入		5,060
	1 延滞金、加算金及び過料	510
	2 雑収入	4,550
歳入	合計	13,948,853

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 344,519
	1 総務管理費	344,519
2 保険給付費		10,578,553
	1 療養諸費	10,547,040
	2 出産育児等諸費	31,513
3 国民健康保険事業費 納付		3,017,002
	1 国民健康保険事業費 納付	3,017,002
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
5 基金積立金		274
	1 基金積立金	274
6 諸支出金		7,500
	1 償還金及び還付加算金	7,500
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	13,948,853



平成31年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成31年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ734,450千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 569,931 569,931
2 国庫支出金	1 国庫補助金	64,435 64,435
3 財産収入	1 財産運用収入	29 29
4 繰入金	1 基金繰入金 2 一般会計繰入金	21,209 3,408 17,801
5 諸収入	1 住宅敷金収入 2 雑収入	4,546 4,117 429
6 市債	1 市債	74,300 74,300
歳入	合計	734,450

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費	1 住宅管理費 2 住宅建築費	千円 455,398 448,398 7,000
2 公債費	1 公債費	278,952 278,952
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出	合計	734,450

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 74,300	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあつた場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成31年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成31年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,638,305千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 2,916,208
	1 介 護 保 険 料	2,916,208
2 国 庫 支 出 金		3,758,074
	1 国 庫 負 担 金	2,462,048
	2 国 庫 補 助 金	1,296,026
3 支 払 基 金 交 付 金		3,785,632
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,785,632
4 道 支 出 金		2,031,188
	1 道 負 担 金	1,921,576
	2 道 補 助 金	109,612
5 財 産 収 入		385
	1 財 産 運 用 収 入	385
6 繰 入 金		2,146,618
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,146,618
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑 入	100
歳 入 合 計		14,638,305

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 306,024
	1 総 務 管 理 費	163,660
	2 徴 収 費	12,999
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	128,808
	4 趣 旨 普 及 費	557
2 保 険 給 付 費		13,488,072
	1 介 護 サービス等諸費	12,937,550
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	148,216
	3 高 額 介 護 サービス等費	386,817
	4 そ の 他 諸 費	15,489
3 地 域 支 援 事 業 費		756,237
	1 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	223,450
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	505,202
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	25,360
	4 そ の 他 諸 費	2,225
4 基 金 積 立 金		81,872
	1 基 金 積 立 金	81,872
5 諸 支 出 金		5,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		14,638,305

平成31年度 小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算

平成31年度小樽市の産業廃棄物処分事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,778千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 手数料	千円 17,371 17,371
2 繰入金	1 一般会計繰入金	24,580 24,580
3 諸収入	1 雑収入	27 27
4 市債	1 市債	4,800 4,800
歳入合計		46,778

歳出

款	項	金額
1 産業廃棄物処分事業費	1 産業廃棄物処分事業費	千円 14,794 14,794
2 公債費	1 公債費	31,484 31,484
3 予備費	1 予備費	500 500
歳出合計		46,778

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
廃棄物処理施設整備事業費	千円 4,800	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成31年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成31年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,143,514千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,474,724
2 繰入金	1 一般会計繰入金	638,675
3 諸収入	1 受託事業収入	30,115
	2 償還金及び還付加算金	25,695
	3 延滞金、加算金及び過料	2,000
	4 雑収入	10
		2,410
歳入合計		2,143,514

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費	81,422
	2 徴収費	74,835
		6,587
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,059,592
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,000
4 予備費	1 予備費	2,000
		500
歳出合計		500
		2,143,514





平成31年度 小樽市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	388 床
(2) 年間入院患者数	129,564 人
(3) 年間外来患者数	216,000 人
(4) 一日平均入院患者数	354 人
(5) 一日平均外来患者数	900 人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器等購入費 152,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	11,664,627 千円
第1項 医 業 収 益	10,850,882 千円
第2項 医 業 外 収 益	707,480 千円

第3項 附 帯 事 業 収 益 106,065 千円

第4項 特 別 利 益 200 千円

支 出

第1款 病院事業費用 12,020,367 千円

第1項 医 業 費 用 11,558,900 千円

第2項 医 業 外 費 用 305,225 千円

第3項 附 帯 事 業 費 用 110,864 千円

第4項 特 別 損 失 45,378 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的

収入額が資本的支出額に対し不足する額365,933千円は、当年度分消費

税及び地方消費税資本的収支調整額307千円及び当年度分損益勘定留保

資金365,626千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 614,919 千円

第1項 企 業 債 152,000 千円

第2項 他 会 計 出 資 金 462,919 千円

支 出

第1款 資本的支出 980,852 千円

第1項 建設改良費	152,000 千円
第2項 企業債償還金	807,972 千円
第3項 長期貸付金	20,880 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等整備事業費	千円 152,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成 32 年度から据置期間を含め 30 年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。  2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次

のとおりと定める。

- (1) 医業費用（給与費）及び附帯事業費用（給与費）の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用（材料費及び経費）の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用（消費税及び地方消費税）の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,859,289 千円
- (2) 交際費 500 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、202,914 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,842,906 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
備 品	医療情報システム（電子カルテシステム等）	一式



平成31年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水世帯数	62,900 世帯
(2) 年間総給水量	15,000 千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	40,984 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要	
イ 配水管整備事業	
事業費	317,712 千円
事業概要	市内一円配水管整備
ロ 改良事業	
事業費	566,860 千円
事業概要	豊倉浄水場電気設備工事 ほか
ハ 導・送水管整備事業	
事業費	246,760 千円
事業概要	豊倉送水管布設工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		3,013,288 千円
第1項 営業収益		2,752,360 千円
第2項 営業外収益		260,828 千円
第3項 特別利益		100 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		2,667,475 千円
第1項 営業費用		2,377,871 千円
第2項 営業外費用		278,504 千円
第3項 特別損失		1,100 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,387,386千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95,429千円、減債積立金410,923千円、過年度分損益勘定留保資金881,034千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,109,376 千円
第1項 企 業 債	1,029,400 千円
第2項 交 付 金	59,866 千円
第3項 他 会 計 出 資 金	18,570 千円
第4項 他 会 計 補 助 金	240 千円
第5項 工 事 負 担 金	1,200 千円
第6項 固 定 資 産 売 却 代	100 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,496,762 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,189,235 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,307,527 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 1,029,400	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成32年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、

			又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。
			2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 543,672 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金

額は、41,059 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、53,177 千円と定める。





平成31年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| (1) 排水戸数         | 58,700 戸               |
| (2) 年間総排水量       | 20,063 千m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均排水量      | 54,817 m <sup>3</sup>  |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 |                        |

イ 築造工事費

事業費 1,826,875 千円

事業概要 污水管整備  
中央1の1号幹線污水管改築工事 ほか

ポンプ場設備の更新  
勝納污水中継ポンプ場機械設備工事 ほか

処理場設備の更新  
中央下水終末処理場放流ポンプ棟  
機械設備(ポンプ設備)工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債(特別

措置分)14,300千円を借り入れる。

収 入

第1款 下水道事業収益	3,782,225 千円
第1項 営業収益	2,130,104 千円
第2項 営業外収益	1,652,021 千円
第3項 特別利益	100 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	3,343,279 千円
第1項 営業費用	3,123,985 千円
第2項 営業外費用	213,020 千円
第3項 特別損失	1,274 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,372,709千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額161,010千円、減債積立金123,755千円、当年度分損益勘定留保資金977,864千円、当年度利益剰余金処分額110,080千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,567,066 千円
第1項 企業債	1,093,900 千円
第2項 交付金	691,100 千円
第3項 他会計出資金	376,235 千円
第4項 他会計負担金	114 千円
第5項 他会計補助金	240 千円
第6項 受益者負担金	122 千円
第7項 工事負担金	164,300 千円
第8項 貸付金償還金	240,955 千円
第9項 固定資産売却代	100 千円

支 出	
第1款 資本的支出	3,939,775 千円
第1項 建設改良費	1,828,382 千円
第2項 企業債償還金	2,105,943 千円
第3項 貸付金	5,450 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 907,600	普通貸借 又は 登録公債	10.0 % 以内	1 平成32年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。  2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
資本費平準化債	100,000			
下水道事業債 (特別措置分)	100,600			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 161,374 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、748,352 千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち、110,080 千円は次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 110,080 千円



平成31年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)  
 第1条 平成31年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)  
 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	48,040 t
イ がれき類等	8,200 t
ロ 廃プラスチック類等	5,580 t
ハ 土 砂	34,260 t
(2) 一日平均埋立処分量	187 t
イ がれき類等	32 t
ロ 廃プラスチック類等	22 t
ハ 土 砂	133 t

(収益的収入及び支出)  
 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益	153,739 千円

第1項 営業収益	152,384 千円
第2項 営業外収益	1,355 千円
支 出	
第1款 産業廃棄物等処分事業費用	146,337 千円
第1項 営業費用	139,207 千円
第2項 営業外費用	6,130 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)  
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 資本的収入	70,000 千円
第1項 貸付金償還金	70,000 千円
支 出	
第1款 資本的支出	160 千円
第1項 建設改良費	160 千円

(一時借入金)  
 第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

27,400 千円

平成31年度 小樽市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| (1) 給水事業所数       | 50 社                |
| (2) 年間総給水量       | 276 千m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量      | 754 m <sup>3</sup>  |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 |                     |

イ 改良事業

事業費 21,200 千円

事業概要 樽川配水ポンプ所実施設計委託

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- |              |            |
|--------------|------------|
| 第1款 簡易水道事業収益 | 139,023 千円 |
| 第1項 営業収益     | 65,826 千円  |
| 第2項 営業外収益    | 73,197 千円  |

支出

- |              |            |
|--------------|------------|
| 第1款 簡易水道事業費用 | 137,753 千円 |
| 第1項 営業費用     | 124,094 千円 |
| 第2項 営業外費用    | 12,559 千円  |
| 第3項 特別損失     | 100 千円     |
| 第4項 予備費      | 1,000 千円   |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 37,133 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,866 千円及び当年度分損益勘定留保資金 35,267 千円で補填するものとする。）。

収入

- |            |           |
|------------|-----------|
| 第1款 資本的収入  | 57,802 千円 |
| 第1項 企業債    | 21,200 千円 |
| 第2項 他会計出資金 | 36,602 千円 |

支出

- |            |           |
|------------|-----------|
| 第1款 資本的支出  | 94,935 千円 |
| 第1項 建設改良費  | 21,732 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 73,203 千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業費	千円 21,200	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成32年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。  2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,910千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受けける金額は、72,617千円である。